

財務省告示第四百五十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年十月三十日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年十二月四日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額 金額の	額面 金額の 買入 円
本州四国 連絡橋 債券継 庫債券	第四百十八回	四万五千五百円	百一厘四錢七
"	第四百十九回	二百六十八億円	百一厘四錢七
"	第四百二十回	二百六十一億円	八厘一円十八錢
"	第四百二十回	三十四億円	百一厘四錢七
"	第四百二十回	百十四億円	百一厘四錢七
"	第四百三十回	十三億円	百一厘四錢七
"	第四百三十回	六十一億円	百一厘四錢七
"	第四百三十回	六十四億円	百一厘四錢七
"	第四百三十回	七十三億円	百一厘四錢七
"	第四百三十回	四十億円	百一厘四錢七

合 計	〃	〃
	二第 回四 百四 十	回第 四四 百四 十
千八 百二 億五	円六 百四 十六 億	円二 百八 十三 億
	銭百 三一 厘円 七十 九	百二 円四 厘